桑都の杜公式キャラクター応募規約

第１条　目的

本規約は、八王子市（以下「市」という。）が実施する「桑都の杜公式キャラクター」の公募（以下「本公募」という。）への応募に関する条件を定めるものです。応募者は、募集要項及び本規約を確認し、同意の上で応募してください。

第２条　応募資格及び保護者の同意

応募資格及び応募点数は、募集要項に定めるとおりとします。

未成年者が応募する場合は、法定代理人（保護者）の同意を得た上で応募してください。市は、必要に応じて同意を確認できる資料の提出を求めることがあります。

第３条　応募作品の条件

応募作品は、応募者本人が創作した未発表のオリジナル作品に限ります。

次のいずれかに該当する作品は応募できません。

(1) 他者が創作した作品を無断で利用したもの。
(2) 他のキャラクター、商品、作品等と著しく類似するもの。
(3) 他のコンテスト等に応募中又は応募した作品。
(4) 既に公表・商品化その他の利用がされている作品。
(5) 第三者の著作権、著作者人格権、商標権、意匠権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害するおそれのある作品。
(6) 公序良俗に反する作品、その他本公募の趣旨に適さないと市が判断する作品。

応募作品に第三者が権利を有する素材等を使用する場合は、応募者の責任で必要な許諾を得てください。

第４条　生成 AI の利用

応募作品について、生成 AI によりキャラクター画像を生成し、又は生成された画像を応募作品に利用することは禁止します。生成 AI が作成した画像を加工、トレース、模写等して応募することも禁止します。

ただし、次に掲げる補助的な利用は認めます。

(1) アイデア整理・発想補助及び募集要項等の確認。
(2) キャラクター名称、キャラクター設定、プロフィール、説明文等の文章校正及び誤字脱字の修正。
(3) 色彩に関する一般的な助言。
(4) デザイン制作ソフトに搭載された補助機能による軽微な補正、背景除去・ノイズ除去等の技術的補正。

応募者は、応募時に AI 利用の有無及び利用状況を申告してください。市は、必要に応じて AI 利用に関する確認資料の提出を求めることがあります。候補作品に選定された応募者は、市が指定する「AI 利用確認書」を提出してください。

確認の結果、応募条件に適合しないことが判明した場合、市は当該作品を候補作品から除外し、必要に応じて次点作品を繰り上げることがあります。

第５条　市民による投票及び候補作品の公開

一次選定された候補作品について市民による投票を実施します。投票の詳細は、別途市が定め、八王子市公式ホームページ等で周知します。

応募者は、候補作品が投票及び本公募の広報に必要な範囲で公開されることに同意するものとします。

応募者は、応募期間中及び候補作品の公表まで、市が候補作品として公開した場合を除き、応募作品を SNS、Web サイトその他の媒体で公開しないでください。

第 6 条　採用作品の決定

採用作品は、募集要項に定める選考及び市民による投票等を踏まえて市が決定します。選考の経過及び結果に関する個別のお問い合わせには回答しません。

採用者には、著作権譲渡等に関する確認・契約手続を別途行っていただく場合があります。

第 7 条　著作権の譲渡

採用者は、採用作品に係る著作権を市に無償で譲渡するものとします。譲渡する権利には、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。

第 8 条　著作者人格権

採用者は、採用作品及びこれを基に制作される公式キャラクターについて、桑都の杜公式キャラクターとしての利用に必要な範囲で、市及び市が利用を認めた者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

第 9 条　採用作品の修正及び展開

採用作品について、公式キャラクターとしての利用及び展開に必要な範囲で、デザイン・名称の補正及び修正、色彩の変更、表情・ポーズの追加、サイズ・媒体に応じた調整、翻案、立体化、仲間キャラクター等の制作その他必要な加工・展開を行うことがあります。

市は、これらの行為に当たり、原案者の意図及び作品の魅力を可能な限り尊重します。ただし、公式キャラクターとしての利用上必要な修正等について、採用者は異議を申し立てないものとします。

第 10 条　利用目的及び利用範囲

採用作品は、桑都の杜及び八王子市の PR、情報発信、施設運営、地域振興等のため、次の媒体・用途で利用することがあります。

(1)　印刷物
(2)　Web サイト
(3)　SNS
(4)　動画・映像
(5)　デジタルコンテンツ
(6)　着ぐるみ
(7)　デジタルコンテンツ（LINE スタンプ等）
(8)　グッズ（ぬいぐるみ等）
(9)　イベント
(10)　啓発物
(11)　看板・サイン
(12)　その他、桑都の杜公式キャラクターの運用に必要な用途

第 11 条　第三者への利用許諾

市は、桑都の杜及び地域の PR、施設運営、地域振興その他本公募の目的に沿った利用のため、必要に応じて第三者に採用作品の利用を許諾することがあります。

公式キャラクターの名称、図形等について、必要に応じて商標登録その他の権利化を検討します。

第 12 条　不採用作品の取扱い

不採用作品に関する権利は応募者に帰属します。市は、不採用作品を原則として本公募の目的以外には利用しません。ただし、選考、投票、記録及び公募の実施報告等に必要な範囲で取り扱う場合があります。

第 13 条　応募の無効及び採用の取消し

次のいずれかに該当する場合、市は応募を無効とし、又は候補作品からの除外若しくは採用決定の取消しを行うことがあります。この場合、必要に応じて次点作品を繰り上げて採用することがあります。

(1) 応募資格を満たしていない場合。
(2) 応募内容に虚偽の申告があった場合。
(3) 第三者の権利を侵害している場合、又は既存作品の模倣・盗用等が判明した場合。
(4) 市が指定する確認書等を期限までに提出しない場合。
(5) その他、本公募の趣旨又は応募条件に照らして不適切と市が判断した場合。

第 14 条　採用後の取扱い

市は、社会情勢や施設の運営方針等を踏まえ、公式キャラクターの使用の継続、休止又は終了を決定することがあります。

第 15 条　第三者との紛争

応募作品に関して第三者との紛争が生じた場合、応募者は自己の責任において解決するものとします。

応募者の責任によって事務局等に損害が生じた場合、応募者に損害賠償等を求めることがあります。

※具体的な免責・損害賠償条項は、法務確認の上で確定します。

第 16 条　個人情報

市が応募に際して取得する個人情報は、本公募の実施、応募資格の確認、応募作品の管理、選考、採用者への連絡、権利関係の確認、市民投票及びこれらに付随する業務のために利用し、関係法令に基づき適切に管理します。

第 17 条　補足

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、市が必要に応じて取り扱いを定めます。